

宇都宮市監査基準

令和2年3月17日

監査委員告示第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 一般基準（第5条－第11条）

第3章 実施基準（第12条－第14条）

第4章 報告基準（第15条－第18条）

第5章 雑則（第19条・第20条）

今日、地方分権の進展や少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化に伴い行政需要が増大しており、本市においても様々な行政課題に対し限られた行政資源の下で持続可能な行財政運営を行っていくことが求められている。

こうしたことから、監査委員は、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するため、公正不偏の立場から監査を的確に実施し、より公正で開かれた行財政運営の実現を図っていかなければならない。

このような考え方の下、宇都宮市監査基準を制定する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第198条の4の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の使命）

第2条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務について違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施するものとし、適法性、効率性、妥当性を保証するとともに効果的で効率的な行財政運営の実現を図るものとする。

2 監査委員は、公正不偏の立場から監査等を実施し、その結果を公表することにより透明で公正な行財政運営の実現に寄与するものとする。

（監査委員の責務）

第3条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って、監査等を実施しなければならない。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監査委員は、適切な監査計画に基づき監査を実施するとともに、適切に監査等を実施できるよう監査委員の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を指導監督しなければならない。

4 監査委員は、議会又は市長にあらかじめ意見を聴かれたとき又は外部監査人に協議を求められたときは、信義誠実な態度で応じなければならない。

5 監査委員は、監査等に必要な能力と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（監査委員が実施する監査等）

第4条 監査委員は、次に掲げる監査を実施するものとする。

(1) 法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査としての定例監査

(2) 法第199条第1項及び第5項の規定による財務監査としての随時監査

(3) 法第199条第2項の規定による行政監査

(4) 法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

(5) 次に掲げる住民、議会又は市長の請求又は要求により実施する監査

ア 法第75条の規定による住民の請求に基づく監査

イ 法第98条第2項の規定による議会の請求に基づく監査

ウ 法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査

(6) 住民監査請求があったとき、監査委員が必要と認めるとき又は市長若しくは企業管理者の要求があったときにおいて実施する次に掲げる監査

ア 法第242条第1項の規定による住民監査請求に基づく監査

イ 法第235条の2第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。）第27条の2第1項の規定による公金の収納又は支払に関する監査

ウ 法第243条の2の8第3項又は公営企業法第34条の規定による市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

(7) 法第252条の11第4項の規定による共同設置機関に対する監査

2 監査委員は、次に掲げる検査及び審査を実施するものとする。

(1) 法第235条の2第1項の規定による現金出納検査

(2) 法第233条第2項又は公営企業法第30条第2項の規定による決算審査

(3) 法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

(5) 健全化法第22条第1項の規定による資金不足比率審査

3 前2項に定めるもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている行為については、この基準の趣旨を鑑み、法令の規定に基づき実施するものとする。

第2章 一般基準

（監査等の基本方針）

第5条 監査委員は、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、リスクの内容、発生する頻度及び影響度を踏まえ重点化を図り、効果的で効率的な監査等を実施するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類及び対象に応じ、監査等の対象が内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を実施するものとする。

3 監査委員は、監査等を通じて市の内部統制が有効に機能するとともに将来にわたり不正行為を抑止するほか、効果的かつ効率的な支出となるよう監査対象の市の機関又は団体に対し指導し、又は助言するものとする。

4 監査委員は、この基準に基づき、その職務遂行に必要な監査の質を確保するため、監査等の検証、補助職員に対する監督及び指導並びに補助職員の専門的能力の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

（監査における主眼とする事項等）

第6条 監査委員が実施する監査の主眼とする事項は、次の表のとおりとする。

実施する監査	主眼とする事項
第4条第1項第1号の定例監査及び同項	(1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確であること。
第2号の随時監査	(2) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及

	び運営の合理化に努めていること。
第4条第1項第3号 の行政監査	(1) 事務の執行が法令に適合し、正確であること。 (2) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
第4条第1項第4号 の財政援助団体等に対する監査	市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託している受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助、出資、借入金の元金又は利子の支払を保証その他これらに類する金銭の給付（以下「財政的援助」という。）に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていること。
第4条第1項第7号 の共同設置機関に対する監査	(1) 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確であること。 (2) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

2 第4条第1項第5号の監査は、同号アからウまでの請求又は要求に係る事務の執行が法令に適合し、正確であること及び請求に係る事務について最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを主眼として実施するものとする。

3 第4条第1項第6号により実施する監査は、次の表のとおりとする。

実施する監査	実施の内容
第4条第1項第6号ア の住民監査請求に基づく監査	住民が市長若しくは委員会若しくは委員又は市の職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行った場合において、当該請求に理由があるかを監査すること及び当該請求が法令に基づく請求であるかを審査すること。
第4条第1項第6号イ の公金の収納又は支払	監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるときに、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機

に関する監査	関，出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の公金の出納が正確に行われているかを監査すること。
第４条第１項第６号ウの職員の賠償責任に関する監査	市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

（検査及び審査における主眼とする事項）

第７条 監査委員が実施する検査及び審査における主眼とする事項は，次の表のとおりとする。

実施する検査又は審査	主眼とする事項
第４条第２項第１号の現金出納検査	会計管理者及び企業管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
第４条第２項第２号の決算審査	決算書その他関係書類が法令に適合し，かつ，正確であること。
第４条第２項第３号の基金の運用状況審査	基金の運用の状況を示す書類に記載された計数が正確であり，基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
第４条第２項第４号の健全化判断比率審査	健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し，かつ，正確であること。
第４条第２項第５号の資金不足比率審査	資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し，かつ，正確であること。

（報告の徴取）

第８条 監査委員は，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「法施行令」という。）第１６８条の４第３項又は地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２２条の５第３項の規定により，指定金融機関等に対する検査の結果について，会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

２ 監査委員は，法第２４３条の２第１０項又は公営企業法第３３条の２の規定により，指定公金事務取扱者に対する検査の結果について，会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

（監査に係る文書の作成及び保存）

第9条 監査委員は、監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を文書として作成し、適切に保存するものとする。

（情報管理）

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第31号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（監査の質の確保）

第11条 監査委員は、監査の質を確保するため、監査等がこの基準に適合し、適切に実施されていることについて随時検証するものとする。

第3章 実施基準

（監査計画の策定）

第12条 監査委員は、監査等を効果的、効率的に実施することができるよう、監査計画を策定するものとする。

2 前項の監査計画に定める事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 基本方針
- (2) 監査等の種類及び対象
- (3) 年間計画
- (4) 実施計画
- (5) その他監査委員が必要と認める事項

3 監査委員は、前項第3号の年間計画を策定するときは、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施する監査等及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 重点的に監査する項目その他必要と認める事項

4 監査委員は、第2項第4号の実施計画を策定するときは、必要に応じ、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事

項を定めるものとする。

- (1) 実施する監査等
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施方法
- (5) 監査等の日程及び実施場所
- (6) その他監査等の実施上必要と認める事項

5 監査委員は、第1項の監査計画を策定する前提として把握した事実、社会情勢等が変化したとき又は監査等を実施する過程において、リスクの識別に重大な影響を与える事実を発見したときは、必要に応じ、同項の監査計画を変更するものとする。

(監査等の実施)

第13条 監査委員は、監査等を実施するときは、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、合理的な根拠を基に監査等の結果を決定するものとする。

2 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じ、監査等の対象に係るリスクを識別するとともに内部統制の整備及び運用状況並びにその有効性を踏まえ、そのリスクの内容及び程度を勘案し、実施すべき監査等の方法を定めるものとする。

3 監査委員は、前項の監査等を実施するときは、第1項の合理的な根拠を形成するために、監査等の対象の事務について有効性、効率性、経済性及び合規性に着目するとともに、対象の事務に係る財物の実在性、権利及び義務の帰属、資料の網羅性及び妥当性を考慮するほか、監査等に係る期間を適切に設けるものとする。

4 監査等は、試査又は精査により実施する。この場合において、監査等を実施した結果、異常又は異常の兆候を発見したときその他監査委員が必要と認めるときは、監査技術を追加して実施するものとする。

5 監査委員は、実査、立会、確認、帳簿又は証拠の突合、計算による突合、帳簿その他書類の分析、質問、観察、閲覧等の監査技術について、これらの実施により得られる証拠の強さ及び証明の容易さを勘案して、最も合理的かつ効果的な監査技術を選択し、又は組み合わせて監査等を実施するものとする。

6 監査委員は、前項の監査等を実施する場合において、必要に応じ、補助職員に監査等を実施させることができる。

7 補助職員は、前項に規定する補助職員による監査等が終了したときは、速やかに復命書を作成し、復命しなければならない。

8 監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して実施できるよう監査等の実施を調整するものとする。

9 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

(他の監査機関との関係)

第14条 監査委員は、必要な範囲において外部監査人、財政援助団体の監事その他市の事務に係る団体の監査人と連携し、情報の収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

2 監査委員は、監査等を実施するときは、外部監査人の監査に支障を来すことのないよう配慮するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第15条 監査委員は、監査等(第4条第1項第6号アの監査を除く。)を終了したときは、法又は公営企業法に基づき、監査等の結果について議会及び市長等(第4条第1項第6号ウの監査においては市長又は企業管理者、同項第7号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長をいう。以下同じ。)に報告し、又は審査に係る意見(以下「審査意見という。」)を提出するものとする。

2 監査委員は、前項に規定する監査等の結果(第4条第2項第1号の検査を除く。)又は審査意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。この場合において、監査委員が合議により必要と認めるときは、結果に関する報告に添えて意見を付することができる。

3 監査委員は、監査等の結果について報告し、又は意見を提出するときは、市民に分かりやすい平易かつ簡潔明瞭な表現に努めるものとする。

4 監査委員は、監査の結果について報告する場合において、監査委員が合議により特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずべき事項について勧告することができる。

5 監査委員は、第1項に規定する監査等の結果、審査意見又は前項に規定する勧告を決定する場合において、指摘し、意見を付し、又は勧告するときは、必要に応じ、あらかじめ対象部局等の長又は所属職員から弁明、見解等を聴取するものとする。

6 監査委員が監査等において合議により決定する事項は、別表第1のとおりとする。

7 監査委員は、前項の合議において監査委員の意見が一致しない事項があるときは、その旨及び当該事項に係る監査委員の意見を議会、市長等に提出するとともに、公表するものとする。

(監査等の結果に関する報告等)

第16条 前条第1項に規定する監査等の結果の報告又は審査意見（以下「報告等」という。）は、報告書又は意見書により行うものとし、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第7号に規定する報告等の記載事項は、おおむね別表第2に定めるとおりとする。

3 監査委員は、指摘事項又は意見若しくは要望事項があると認められるときは、その内容を第1項第7号に規定する監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

4 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できなかったときは、必要に応じて報告等にその旨、内容、理由等を記載するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の公表)

第17条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち第4条第1項第1号から第5号まで、第6号ア及び第7号について、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報

告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、第4条第1項第6号アの住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

第5章 雑則

(その他の監査委員の合議)

第19条 第15条第6項に定めるもののほか、別表第3に掲げる意見又は勧告については、監査委員の合議により決定するものとする。

2 前項の合議により決定することができない事項については、第15条第7項を準用する。

(補則)

第20条 この基準に定めるもののほか監査等の実施に必要な事項は、監査委員が定める。

制定文 抄

令和2年4月1日から適用し、この基準の適用の際現に策定されている監査計画は第12条の規定により策定された監査計画とみなし、宇都宮市監査事務処理規程（昭和61年監査委員告示第9号）は廃止する。

改正文（令和5年3月31日監査委員告示第5号）抄

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月14日監査委員告示第2号）抄

令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第15条関係）

監査等の種類	監査委員の合議により決定する事項
第4条第1項第1号の定例監査	監査の結果、意見及び勧告
第4条第1項第2号の随時監査	監査の結果、意見及び勧告
第4条第1項第3号の行政監査	監査の結果、意見及び勧告

第４条第１項第４号の財政援助 団体等に対する監査	監査の結果，意見及び勧告
第４条第１項第５号の監査	監査の結果，意見及び勧告
第４条第１項第６号アの住民監 査請求に基づく監査	監査及び勧告
第４条第１項第６号イの公金の 収納又は支払に関する監査	監査の結果
第４条第１項第６号ウの職員の 賠償責任に関する監査	監査の結果
第４条第１項第７号の共同設置 機関に対する監査	監査の結果，意見及び勧告
第４条第２項第２号の決算審査	審査意見
第４条第２項第３号の基金の運 用状況審査	審査意見
第４条第２項第４号の健全化判 断比率審査	審査意見
第４条第２項第５号の資金不足 比率審査	審査意見

別表第２（第１６条関係）

区分	監査等の種類	報告書等に記載する事項
監 査	第４条第１項第１号の定例 監査及び同項第２号の随時 監査	(1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業 の管理が法令に適合し，正確であること。 (2) 最少の経費で最大の効果を上げるようにし， その組織及び運営の合理化に努めていること。
	第４条第１項第３号の行政 監査	(1) 事務の執行が法令に適合し，正確であること。 (2) 最少の経費で最大の効果を上げるようにし， その組織及び運営の合理化に努めていること。
	第４条第１項第４号の財政	市が補助金，交付金，負担金等の財政的援助を

援助団体等に対する監査	与えている団体，出資している団体，借入金の元金又は利子の支払を保証している団体，信託している受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助，出資，借入金の元金又は利子の支払を保証その他これらに類する金銭の給付（以下「財政的援助」という。）に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていること。
第４条第１項第５号の監査	同号アからウまでの請求又は要求に係る事務の執行が法令に適合し，正確であること及び請求に係る事務について最少の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めていること。
第４条第１項第６号アの住民監査請求に基づく監査	住民が市長若しくは委員会若しくは委員又は市の職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め，監査請求を行った場合において，当該請求に理由があるかを監査すること及び当該請求が法令に基づく請求であるかを審査すること。
第４条第１項第６号イの公金の収納又は支払いに関する監査	監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるときに，指定金融機関等の公金の出納が正確に行われているかを監査すること。
第４条第１項第６号ウの職員の賠償責任に関する監査	市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるかを監査すること。
第４条第１項第７号の共同設置機関に対する監査	(1) 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し，正確であること。 (2) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めていること。

検 査	第 4 条第 2 項第 1 号の現金 出納検査	会計管理者及び企業管理者の現金の出納事務が 正確に行われていること。
審 査	第 4 条第 2 項第 2 号の決算 審査	決算書その他関係書類が法令に適合し，かつ正 確であること。
	第 4 条第 2 項第 3 号の基金 の運用状況審査	基金の運用の状況を示す書類に記載された計数 が正確であり，基金の運用が確実かつ効率的に行 われていること。
	第 4 条第 2 項第 4 号の健全 化判断比率審査	健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項 を記載した書類が法令に適合し，かつ，正確であ ること。
	第 4 条第 2 項第 5 号の資金 不足比率審査	資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類が法令に適合し，かつ，正確である こと。

別表第 3（第 19 条関係）

監査等の種類	監査委員の合議により決定する事項
包括外部監査人による監 査	包括外部監査人による監査結果に関する意見 (法第 252 条 38 第 5 項)
住民の直接請求に基づく 監査	(1) 個別外部監査の請求について，監査委員の監査に代えて 個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見 (2) 個別外部監査契約の締結に関する意見 (法第 252 条の 39 第 7 項)
議会の請求に基づく監査	(1) 個別外部監査の請求について，監査委員の監査に代えて 個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見 (2) 個別外部監査契約の締結に関する意見 (法第 252 条の 40 第 4 項)
市長の要求に基づく監査	(1) 個別外部監査の請求について，監査委員の監査に代えて 個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見 (2) 個別外部監査契約の締結に関する意見 (法第 252 条の 41 第 4 項)

財政援助団体等に対する 監査	(1) 市長の要求に基づき，監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見 (2) 個別外部監査契約の締結に関する意見 (法第 2 5 2 条の 4 2 第 4 項)
住民監査請求に基づく監査	(1) 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定（法第 2 5 2 条の 4 3 第 3 項） (2) 個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議 (法第 2 5 2 条の 4 3 第 8 項) (3) 個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告 (法第 2 5 2 条の 4 3 第 5 項)